

第 3 1 回

市川海岸塩浜地区護岸検討委員会

平成 2 2 年 8 月 3 日 (火)

午後5時31分 開会

事務局（保田） 宮脇委員と竹川委員がまだ今お見えになっていないんですが、定刻となりましたので、ただいまより第31回市川海岸塩浜地区護岸検討委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきましてまことにありがとうございます。

議事に入りますまでの進行を務めさせていただきます、千葉県河川整備課、保田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、資料の確認ですが、お手元にクリップ留めされているものをご用意ください。まず次第、その裏に出席者名簿がくっついております。そして資料1、資料-2、両方とも1枚です。資料-3、資料-3の後ろはA3のものがくっついているものです。以上となりますが、不足等ありますでしょうか。

ないようですので、進めさせていただきます。

委員の皆様のお手元には、三番瀬再生計画に係る資料をつづった青いファイルを置かせていただいております。このファイルは次回以降も使用しますので、お持ち帰りにならないようよろしくお願いいたします。

きょうの委員の出席状況でございますが、清野委員、澤田委員、中村委員が事前に欠席というご連絡をいただいております。

なお、先ほども冒頭でご説明しましたが、宮脇委員、竹川委員がちょっとおくれていらっしゃいます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の主な内容ですが、塩浜2丁目護岸のバリエーションについてとなります。議事の進行は遠藤委員長へお願いしたいと存じます。

遠藤委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

遠藤委員長 それでは、会を始めさせていただきます。

まず報告事項ということで、報告事項の（1）にあります第30回護岸検討委員会の開催結果概要について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（白藤） 事務局の河川整備課の白藤と申します。座って説明させていただきます。

では、報告事項の第30回委員会の開催結果概要を説明します。

資料1をごらんください。

平成22年5月28日に、本日と同じ会場でございます千葉県国際総合水泳場で開催しており

ます。

報告事項といたしまして、護岸検討委員会設置要綱・委員紹介、第29回委員会の開催結果概要、2丁目春季モニタリング調査の結果概要を事務局から報告させていただきました。

1丁目の護岸構造の検討結果については、事務局から報告した後、質疑応答を経て第2案を基本として考え、バリエーション等の詳細については、今後、委員会で議論することで確認しております。

次に、議題でございますが、平成22年度護岸検討委員会開催予定についてご審議をいただきました。

主な意見といたしまして、開催回数が多いと感じる。委員の負担を減らすためにも1丁目、2丁目だけで開催するのではなく、可能な範囲で開催回数を減らすよう配慮してほしいという意見がございました。これを受け、事務局において可能な範囲で検討していくことで了承されております。

次に、2丁目第1期の護岸バリエーションについてご審議をいただきました。

主な意見として、公園の位置は合意されているのか。また、区画整理により民有地、市有地になることは合意されているのかという質疑がありまして、市川市さんのほうから、公園の位置はほぼ確定している。民有地、市有地の位置はおおむね合意されているという回答をしております。

裏面に移っていただきまして、公園の前は、バリエーションを考える必要がある区間である。また、地元の意見を反映すべきであると思う。11月までには困難なので、平成23年度の施工位置をずらして検討期間を長くとれないかという意見がございました。これに対し、事務局から、位置をずらすことは可能と思われる。しかし、工費が高くなる可能性があるという回答をさせていただきます。

また、平成22年度に施工するバリエーションの区間はいつ完成するのか。完成したものを見て、検討することは可能かという意見をいただいております。これに対して、事務局から、平成22年度施工するバリエーション区間の完成は年明けぐらいで、予定している11月にはちょっと間に合わないという回答をさせていただきます。

このほかに、公園の前は、大胆なバリエーションを考えるべきである。公園前の護岸バリエーションを検討するために工事がおくれるのは反対である。平成23年度の工事を西側から施工することとしてはどうか。バリエーションの箇所は重点配分し、それ以外の区間は標準断面ですべきであるなどをいただいているところでございます。

まとめといたしまして、バリエーションについては、引き続き検討することとする。バリエーション区間以外は、標準断面での施工を基本とすることです承されております。バリエーション検討に伴う工事箇所の施工の順序の変更について課題を整理すること。以上です。

最後に、傍聴者からの意見といたしまして、1丁目で実施する影響評価について、2丁目で行ったものと同じように影響を予測するようにしてほしい。バリエーションを検討するに当たり、護岸は現計画より前に出さないでほしいなどの意見がありました。

資料1の説明は以上です。

遠藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの30回の会議結果概要ということでご説明がありましたけれども、これにつきまして何かご質問あるいはお気づきの点がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、また何かありましたら後でご発言いただくことといたします。

それでは、報告事項の2番目、2丁目緑化試験及び砂付試験の現地見学会の開催結果概要について、事務局からお願いいたします。

事務局（白藤） では、資料 - 2 をごらんください。

先月15日に実施いたしました塩浜2丁目緑化試験及び砂付試験の現地見学会の結果について報告します。

当日の天候は晴れで、参加者は委員4名を含み22名の参加がありました。

1ページ目の写真は状況写真でございます。

下の2シート目をごらんください。緑化試験の状況です。

まず、土のうの場合ですが、上段の写真がことしの4月16日の春季公開モニタリングのときであり、下段が約3カ月後となる今回のときのものです。前回の4月16日の公開調査時と比べ、試験対象種や混入種、または侵入種を含め全体的に成長が見られました。試験対象種で生育している種は、ハマニンニク、イワダレソウ、ハマヒルガオの3種類でした。ハマヒルガオは4月に再発芽が見られましたが、7月までには大きな成長や開花した状況は見られませんでした。

裏面のシート3をごらんください。これは被覆石への間詰めの場合です。

試験対象種で残っている種は、ハマダイコン、ハマニンニク、イワダレソウ、コウボウシバであり、生育は良好です。ただし、前回4月16日に公開調査時に開花・結実したハマダイコンは、今回ほとんど枯れており、種子が落下してしまいました。海砂の基盤で混入種または侵

入種が多く、特にコマツヨイクサが多く生育しております。

下のシート4をごらんください。砂付試験の状況です。

まず、置き砂の形状変化ですが、ことしの3月から4カ月がたちまして、置き砂の岸側の地盤が低くなり、逆に沖側の地盤が高くなっておりまして、土砂が沖側へ移動した状況が見られました。この理由なんですけれども、3月下旬から4月上旬の季節風により高波が立ち、地形が変化したと考えております。

次に、生物の生育状況ですが、資料の左から置き砂の干出部にはコメツキガニが多数生息していました。置き砂低潮帯付近では、ホンビノスガイ、アサリ、マテガイなどの貝類が確認されました。干潮時の海水溜まりには、エビジャコ、マハゼ、ヤドカリ類などが確認されております。

簡単ですが、以上で資料 - 2 の説明を終わります。

遠藤委員長 それでは、ただいまの緑化試験と砂付試験の現地見学会についての報告でしたけれども、これにつきまして何かございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

倉阪委員 現地見学会に行けなくて申しわけありません。木曜日は講義をやっていますので。

それでこの緑化試験を見ると、海砂のほうが全般的に良好のように見えるんですけども、これは何か原因というかそれについて検討はされましたでしょうか。

遠藤委員長 お願いします。

事務局（白藤） 海砂のほうですが、混入種が多く生育しているため、一見すると植物が多く見えます。しかしながら、苗植え、種植えをした試験対象種のみで比較すれば、海砂と購入砂の間に生育状況は余り大きな差は見られないと考えております。

今後、緑化に関する検証評価で試験対象種の成長具合について面積を算出し、評価しようと考えております。

遠藤委員長 よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

及川委員 砂付試験のホンビノスとかアサリ、マテガイ等の貝類がということなんです、アサリがあそこで結構、この写真だとちょっとわからないですが、色が白いアサリなんですよね。ということは、その砂を入れてから育ったアサリなんです。ほかのこの隣にもアサリはいるんですけども、そのアサリは真っ黒ですから。だからこれはやっぱり砂を入れてから育ったアサリだと思います。

遠藤委員長 ありがとうございます。

後藤さん、どうぞ。

後藤委員 今、及川さんから話があったんですが、砂付試験の場所というのは、そのときに及川さんにお伺いしたんですけれども、昔の三番瀬の感じが随分するんじゃないか。小さな面積ですが。

それからちょっと1点だけ質問なんですけど、これまでゴカイ類、そういったものがちょっと入っていたかどうかだけ確認してください。

遠藤委員長 ゴカイ類の確認、いかがでしたでしょうか。

事務局（白藤） 分析したところ、少し入っております。

後藤委員 そうですか。タマシキゴカイが入っていたんですけど、わかりますか。

事務局（白藤） 詳しいのは今わかりません。

遠藤委員長 三橋さん、どうぞ。

三橋委員 先ほどの及川委員のお話なんですけど、アサリの色の違いって保護色なんですか。遺伝しないんですか。

遠藤委員長 どうぞお願いします。

及川委員 保護色かどうかわかりませんが、育った環境で、泥が多いところは当然黒くなるし、砂が多いところは白くなると、そういうことですね。

三橋委員 なるほど。

後藤委員 多分見たところ、三角の模様が入っていて三番瀬のアサリというのは三角がきれいに入るんですが、ここのやつは結構そういう感じのもので、さっき言った横というのはかなり護岸の前の石が入って、砂が入っているところは、本当に採ると真っ黒いんですね。だからそういう意味ではこっちで育ってきたというのが言えるのかなと思います。

遠藤委員長 いずれにしても環境に合った形の貝がそこに定着してきているということでしょうかね。

ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この現地見学会の結果概要については以上ということにいたします。

それでは、次の議題に入ります。

きょうは1つだけですけれども、2丁目1期の護岸バリエーションについてということでございます。

ここは先ほど会議結果概要にもお話があった部分もありますけれども、少し時間をかけてじ

っくり検討しなければならないところがございますので、いろいろなご意見を出していただければと思います。

それでは、2丁目1期の護岸バリエーションについて、事務局から説明をお願いします。

事務局（白藤）では、資料-3をごらんください。

まず、おさらいを兼ねまして、前回の委員会でのこのバリエーションに関する主な意見、回答等を説明します。先ほどの報告事項と一部重複しますがご了承ください。

意見として、公園の前のみを飛ばして施工することは可能かという意見がありまして、これに対し、事務局からは、技術的に可能というふうに回答しております。

また、公園前のバリエーションについては、公園に対する地元からの要望・提案を受けてから形を設計したほうがよいものができるのではないかと。区間全体にバリエーションをするのではなく、公園前や自然再生の場の擦り付け部など区間を設定して行ったほうがよい。その他の基本断面でできる区間は工事を進捗させてはどうか。公園の前は大胆に切り込むなど、目玉の場所としてのバリエーションを期待したいなどの意見がありまして、公園に関して市川市さんのほうから、この位置に公園を整備することはほぼ決まりとさせていただきたい。公園の配置については、おおむね合意を得ているというコメントがありました。

次に、公園はどのくらいの規模かという意見に対しまして、約1ヘクタールという回答をしております。

また、第2期まちづくり前面のバリエーション区間はいつごろ確認できるのか。平成22年に整備させるバリエーションを見て23年度の整備に反映できるとよいという意見がありまして、これに対し、第2期まちづくり地区前面のバリエーションが完成するのは年明けの予定というふうに事務局から回答しております。

このほかに今後の全体スケジュールはどうなっているのか。事業がおくれることは避けたい。地元としては、県のスケジュールの中で可能な範囲で議論して進められればよいと思う。公園の前だけあいてしまっただけでは地元から言われぬか。市川市のまちづくり会議で公園整備の意見を集約してもらい、青写真を見せてもらってそこに検討を加えていかないと議論が進まない。公園前の施工を後にした場合、工事進捗がおくれぬか確認してほしい。公園前をバリエーション区間とし、その他の区間は基本断面でよいという意見がありました。

これらの意見を踏まえて、事務局からの報告といたしまして、下の青枠でございますが、1つ目として、公園前の区間を飛ばして施工した場合についてですが、費用については、護岸が石積み形式なことから、端部に波浪対策用の壁などの構造物が不要なため、全体の事業費の増

加にはなりません。進捗についてですが、この全体事業費の増加というか上積みにならないため、全体的な事業進捗にも影響いたしません。施工性についてですが、この場所は東西両側からの工事用道路ルートが確保できるため、仮に分割に施工しても問題はございません。最後に、公園前の鋼矢板護岸が今すぐに倒壊する危険性は少ないという以上から、公園の前のところを後回しにしても問題がないことが報告の1つ目です。

次に、2つ目の公園整備についてですが、市川市さんから聞き取りした結果でございますが、市川市行徳臨海部まちづくり懇談会において、公園の位置についてはほぼ確定したが、整備の内容については詳細な議論をする段階に至っていないというふうに聞いております。しかしながら、今やっている海岸高潮対策事業をおくらせることはできないため、この護岸整備に向けた議論を先行して実施していくということで進めたいと考えております。

2枚目をごらんください。

上が全体の配置図です。図面中央に公園と記されておりまして、公園の前面約100メートルとなっておりますが、本日はこの箇所をメインに議論をしていただきたいと思います。その右側にあります50メートルの青枠の箇所が、今年度これから施工予定である第2期まちづくり地区前のバリエーションの位置でございます。右下の平面図がその概要となります。

ここでは、公園前のバリエーション整備の検討の進め方の案を整理しましたので、ご説明します。

右の囲みの中でございますが、1点目に、海岸高潮対策として、早急に事業を実施する必要がございます。2番目として、前回の議論を踏まえ、バリエーションは公園前面において検討するものとし、その他の区間は基本断面としていきたいと思います。3番目として、11月をめどに仮に公園前面のバリエーションの整備案が決定した場合は、来年度の工事に入れたいと思います。最後に、第2期まちづくりにおけるバリエーションを基本に第1期地区に追加したい機能をちょっと付加して、足して護岸整備の方針を整理したいとは考えております。

資料左下に、第2期まちづくり地区のバリエーションの機能を記してあります。事務局としては、この10項目の機能を基本にこの公園前に欲しい機能を足して議論していただければとは考えております。

次に、3枚目をごらんください。

ここでは、議論に入る前におさらいを兼ねて前提条件を簡単に説明します。

この資料は、第2期まちづくり前にバリエーションを検討したときの第26回委員会の資料とほぼ同じものでございます。



1 番目、海岸保全区域内の整備を前提とします。2 点目に、基本断面積を確保した整備を前提とします。下の参考図のように、護岸前面を陸側に引いた場合、防護の観点から背後地の高さを上げる必要が生じてきてしまいます。また、海側のH鋼や捨石が整備済みでございますので、極力手戻りのない護岸整備を行う必要があります。ページ右側に移りまして、3 点目に、構造物の人工的な印象に留意したいと思います。最後に、4 点目として、整備後の維持管理を考慮して検討を進めたい。これは維持管理しやすい素材や構造が好ましいということです。人が立ち寄る場所なので当然のこととなりますが、利用しにくい場所にならないよう取り組みを合わせて必要と考えております。

簡単ですが、資料 - 3 の説明を終わります。ご審議をよろしく申し上げます。

遠藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、きょうの主な課題ですけれども、今、資料をもとにご説明いただきましたけれども、この三番瀬の護岸検討委員会でも公園の部分というのは前からいろいろ検討してまいりましたけれども、一通りご説明ありましたように、幾つかの制約もありますし、あるいはこの計画ができれば来年度にも着工ができるという状況にまで来ているということでございます。

主要なところはお話をいただいたということで、結局、この公園の前の約100メートル区間ですけれども、具体的にどのようにするかということが非常に大きな課題でございます。また、この区間としては非常に重要な場所にもなってきますので、十分議論していただきたいと、このように思っています。

まずはいろいろざっくばらんにご意見を出していただくわけですけれども、どのような部分にしたいかというのはそれぞれ皆さんいろいろなイメージがあるかと思えます。ですから、そういう面ではなかなかそのイメージをお互いに理解するというのが難しいかもしれませんが、できるだけ具体的にどのような機能を持たせるとか、あるいはそれはどういう理由からだとか、あるいはどうしたらいいかというようなことについてできるだけ具体的にお話をいただきたい。そうすることによって形もだんだん見えてくるだろうと、このように思っております。

それでほかの部分については、今、説明があったとおりなんですけれども、きょうはこの部分につきまして重点的にご議論いただくということにしたいと思います。

それでまずは、どのようなイメージの部分にしたいかということについては、これまでも話をしてきましたけれども、改めてそういったことも含めて過去にご発言いただいた内容等もありましたら、その辺も含めてお話をいただきたいと思えます。

では早速、この部分についてのご意見をいただきたいと思います。

倉阪さん、どうぞ。

倉阪委員 まず初めに質問なのですが、全体配置図のところ、道路が緑色で引かれているんですが、前にお聞きしたところでは、駅からこの公園まで直線で道路がつくられるような、そういう絵を見たことがあるんですが、このあたりは今どうなっているのでしょうか。

東條次長 市川市です。

まず、第1期12ヘクタールの塩浜のまちづくりの中で公園の位置が決まっております、それでほぼ真ん中ぐらいから駅に向かう道路を計画しております。あくまでもまだ計画でございます。ですから、事業が実現化されればそれに沿った整備をしていくという計画です。

倉阪委員 そうすると、最終形では駅からこの公園まで直線で行けるような、そういう公園になるということでしょうか。

東條次長 はい、そのとおりです。

三橋委員 いいですか、今の件。

駅から真っすぐ伸びてくる道路というのは、用途は歩行者専用とか、幅員とか、ここも大型の車両が通行するのか、その辺についてはどうお考えですか。

東條次長 まず、歩道と車道を分離した道路ができます。そんなに大型車は通らないと思えますけれども、それなりの計画幅員をつかった道路とする計画ですね。

三橋委員 もう一つ、その新しくできる道路、現在、緑色の道路との取り合わせというか、その道路ができると、この緑色の道路の一部が要らなくなるとか、そういう可能性はないですか。

佐々木委員 ちょっと前提として、市が言った計画についてちょっとこの絵の中で説明します。この上が駅です。塩浜の駅です。ここから真っすぐに道路がおりてきます。一応都市計画街路としてここまでおりてきて、こう曲がるのが都市計画街路です。これは新しく新設する道路ですが、一応幅員、これが25メートルで歩車道分離の道路です。ここは今、計画の中でどういう形で幅員構成を持っていくかというのは、まちづくりの中で考えていくことでありまして、車道を大きくとるということは余り考えておりませんので、歩行者の優先道路に近い形のものがやはりいいんじゃないかという検討をしていると。だからこの緑の道路はなくなります。これは残ります。今、言いましたように、駅からこういうふうに真っすぐ道路がおりてきます。それでこの道路は、こういう形で今のところこの道路につながります。ここから先のこの道路がなくなるということです。

遠藤委員長 ありがとうございます。

今、公園のところの道路の部分についてご説明いただきましたけれども、この図面にあります青い形の道路がありますけれども、今の市川市さんのほうの計画が入ると変わってくるんですけれども、まずはどういう形で色をつけてあるんでしょうか。

佐々木委員 現道です。

遠藤委員長 事務局。

事務局（白藤） 今の道路です。

遠藤委員長 現在、この道路があるということですね。わかりました。

それでは、ほかにご意見ありますでしょうか。

三橋委員 この公園の地盤高というのは、現在、利用している状況で押さえるんですか、それともそれよりも高くする。というのは、今、つくっている護岸が管理用の道路から2メートル近く高いですよ。その辺まで上げる予定があるのかこのままなのか、その辺はどうお考えか。

遠藤委員長 お願いします。

佐々木委員 今の基本設計の中では、公園は現状の高さですが、いわゆる護岸の高さと現状の高さを擦り付けるような形に考えています。

遠藤委員長 どうぞ、松崎さん。

松崎委員 現道、千鳥橋からのものがこれ一番右端のこれですか。

東條次長 そうです。

松崎委員 そうですね。はい、わかりました。

遠藤委員長 ほかにございますか。

後藤さん。

後藤委員 ちょっとまた視点が違うんですが、今回、50メートルのバリエーションの図面が2ページの右下だと思えますけれども、ここの階段ブロックの幅15メートル程度というのは、これは階段ブロックですよ。これはどんな感じのものでしたっけ。もう決まっていたんでしたっけ、確認です。

遠藤委員長 ここは階段ブロックにするということが決まっているだけで、厳密にはまだ残っていると思います。

後藤委員 わかりました。

遠藤委員長 ですから、その部分はいずれもう少し詳細に検討がされるんじゃないかと思う

んですけれども。

後藤委員 それからもう1点、ちょっと設計に関係することなんですが、3ページの真ん中の護岸の機能を確保するためにピンクの部分の面積が必要と書いてあるんですが、これは面積が正しいのか、それとも例えば重い素材を使えばこの面積を減らすことができるということなのか、ちょっと検討の基礎になるので、その点ちょっと教えていただけますか。要するに重いものにすればこの面積を減らすことができるのかどうかという確認です。

事務局（白藤） あくまでも面積です。

遠藤委員長 恐らく前にお話がありましたように、結局、越波の問題で必要な断面が確保される必要があるということだったと思います。

ほかにいかがでしょうか。

後藤委員 ちょっといいですか、その辺がよくわからないんですけれども、例えば今1丁目の設計をしていますよね。あれも耐震性を備えた、ただ角度が違う。それはブロックを使ってそういう角度をこっちより急にしているということで、比較するとあっちのほうが面積が狭いということになっていませんか。

遠藤委員長 ちょっともう1回言ってください。

後藤委員 今、新しく検討していたやつが、勾配がこちらより急になっていますよね。

歌代委員 2割勾配

後藤委員 2割勾配になっていて、それは要するにそういう構造、H鋼、根本的にどこが違うのかわからないんですけれどもH鋼を2本打って、こういうブロックを積み重ねて、それで耐震を求めるわけですよね。こっちの場合は緩やかになっていて、ここの面積が必ず必要という説明ですと、その辺がちょっと素人にわからないんですが、もしわかれば教えてください。

遠藤委員長 今の標準断面のところと、後の急なところというのはどこでしたっけ。

後藤委員 今度新しく1丁目のほうの検討をしていますよね、今、2割勾配で検討していますよね。

佐々木委員 2割勾配で検討している断面積と違うんじゃないでしょうかと。

後藤委員 もしすぐ出なければ次回でも結構ですので。

松崎委員 すみません、そちら回ってみます。

国際航業（米沢） コンサルタントの国際航業と申します。

まず、塩浜2丁目では、波の打ち上げ高を防止するためにこれだけの面積が必要ということで、その波を殺すためにこの面積が必要というふうに計画されているというふうに聞いていま

す。

遠藤委員長 ちょっと私のはっきりしなかったんですけども、要するに1丁目のほうの話ですよ。

後藤委員 そうです、比較で。

遠藤委員長 結局こちらは海岸保全区域ということで、特に防災上の視点があってこの断面が必要だということで来たわけですね。1丁目のほうは、その面では少し条件が違うわけです。それでただ越波は防ぐということで、高さなどの調整は必要だけれども、少し急な断面でもそこは大丈夫だろうと。ですから、場所の条件が違うということで断面を変えてきたというふうにしておりますけれども。

ほかの委員の方、何かございましたら。

どうぞ。

松崎委員 先ほどお聞きするのを忘れちゃったんですが、第1期まちづくり地区、区画整理方式でという話でよろしかったんだと思うんですが、用途変更は伴う予定ですか。

東條次長 市川市です。

最終的には用途地域の変更になると思います。今は工業専用地域です。ですから、地権者が望んでいるような商業系というか、そういうものはなかなか立たないんですけども、地区計画という制度を使って緩和していこうということで、まちづくりができ上がった段階で用途変更をすると、そういうまちづくりの手法をとろうと思っています。

以上です。

遠藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞお願いします。

宮脇委員 今の市のほうにちょっとお願いなんですけど、地区計画の設定の際に、景観上の項目って必ずしも入らないんですね。ですので、壁面、位置、高さ等は地区計画に入ると思うんですが、用途の変更と地区計画とともに、現在、市川市では景観計画を持っているわけで、ただし、この水辺工業地域の扱いになっておりまして、この三番瀬の活用にふさわしい景観計画の内容に一部修正する必要があるのではないかなと思われまので、この議論もかなり三番瀬はたくさんやっておりますので、景観担当部局に対しても地区計画だけでは必ずしも不十分であろうということをご連絡いただきたいというか、要望としてお伝えしておきたいんですけども。

東條次長 了解しました。

遠藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、倉阪さん。

倉阪委員 とりあえず私の今のところの意見めいたものをお話ししますと、基本はやはり地元の市、地元のまちづくり協議会がどのようなものを望むのかということが優先されるべきで、できる限りその意見というかそれを早くまとめる努力をやっていただきたいということが一つですね。

ただ、私の感覚から言うと、この50メートルのところのバリエーションとはもう少し違ったバリエーションが求められるのではないのかなと。ここは駅から直結を将来的にするエントランスというか、三番瀬の玄関口というか、そういうような公園になるはずですね。したがって、そういうものにふさわしいようなバリエーションをここでつくる必要があるのではないかと。それをどういうものが望ましいのかというのは、まずは地元のほうの意向というか、これを踏まえて考えざるを得ないというか、それがあべき姿だと思いますので、そこはエントランスとしてどういう公園にしたいのかということと一体となって考えるべきだと思います。

したがって、地元のほうの意見調整というか、それを早くやっていただきたいという意見に今のところはならざるを得ないかなというふうに思っています。

遠藤委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

後藤さん。

後藤委員 先ほど砂付試験箇所の状況が非常にいい状況ですと。せっかく駅から真っすぐ来てメインになるものですから、できればやはり少しでも生物にとっても三番瀬の再生の視点からすれば、やはり生物にとってもいい状態のものをつくって、それからあとは親水性の問題も含めて両立させるようなことが非常に重要かなと。

さっきちょっと伺ったのは、面積が必要なのはそれはそれでいいんですが、例えばこれの高さを、後ろの基本壁の高さまで持っていくとすれば、基本壁の位置というのは多分距離をとればとるほど低くできるという可能性がありますので、むしろ100メートルあるとすればその中でこの基本壁を公園の中に一体化して行って、できるだけ前を海のほうに出ない形で入り江的な環境をつくったほうが利用者としても非常にいいんじゃないかというのが僕の意見で、3ページのを前提にしてしまうと、もうバリエーションをつくれないうようなことを言っていると思うんですよ。じゃなくて、これと一体化した場合にどういうものが本当にできるのか。もちろん公園の設計にものすごく支障がある形ではだめだと思うんですけども、できるだけそういうことを配慮しながら、例えば葛西臨海公園なんか後ろに随分回しているのであ

れだけの緩やかな海に近づけるような形のものもとれていきますので、それをやはり少し追求しない限り、じゃあ安全性のために護岸をつくったのはいいんだけど、じゃあどれだけ三番瀬の再生のために寄与するようなものになったかという、ちょっとそれが疑問なので、できればそういうことも含めて本当にいいものをつくろうということが重要なと思っています。僕は砂付試験の場所を見ていて、そういう場所があったほうが市民にとっても海に触れられたり生き物に触れられる場所ができるので、その辺をぎりぎりまで努力していったほうがいいのかなと思っています。

以上です。

遠藤委員長 はい、どうぞ工藤さん。

工藤委員 ただいまの後藤さんのご意見、とてもいいと思うんですけども、そのために1つ確認しておかなきゃならないことがあるんですね。それはこの場所にはもう海岸保全区域が線引きされておりますので、その海岸保全区域の線というのは決まっているわけですね。そこから中、つまり海岸保全区域であるがためにその中側は安全確保をしなきゃならないというものがあるはずなんです。今、おっしゃったような形で若干なりとも前の形状を変えとかいろいろなことをやっていった場合、その場合には公園の中は海岸保全区域から外せるかどうかという問題があるんですね。たった1ヘクタールですからそのくらいいいでしょうと外せるならばいろいろなアイデアが出せると思いますし、いろいろなことができるんですが、もし外せないとなると、結局ここにも2ページの右下の10項目ある中の天端の散策路というのがありますよね。この天端の散策路というのは、結局この公園の前も下げることができない部分になってしまうということになるんですね。ですから、そうすると後ろ側は余りいじれないですよ。前はできるけれども後ろはもう今のような発想にはつながらない。単純な街の中の公園になってしまうと思います。だからそこら辺を確認してから始めないといけないというので、その辺、事務局のほうでちょっとご確認をいただけないでしょうか。ここの部分、1ヘクタールですから前面とすれば100メートルしかないんですね。たった100メートルの部分だけは保全区域から外すことができるかどうか。ちょっと保全区域を下げるができるかという意味ですね。

倉阪委員 関連して。

そこは自然再生の場も同じですよ。ここについてまた同じような議論があって、ここについては県のほうが汗を流せるかどうかと十分な説明ができるかどうかという話で、やりようによってはできますよというようなことを前聞いたような気が私にはしておりますが、もう一度確認をしていただければありがたいと思います。

工藤委員 今でなくても結構ですけども、とにかくきちっと確認しておかないと後で大変な目に遭いますよね。

遠藤委員長 今の件に関連してですけども、いわゆるこの公園の前の部分については、今、後藤さんからもお話がありましたけれども、いろいろなバリエーションを考えていくという前提で考えますと、当然、防災上の機能を持たせなくちゃいけないわけで、今のままの断面というわけにはいかないだろうと思いますね。おのずから変わってくるんだと思います。

ただ、そのときに海岸保全区域という問題もちょっと出てくるわけですけども、それをクリアしながらやはり1つは考えていかななくてはならないのですが、どうしても中心的な部分ですので、いわゆる海岸保全区域が外せるかどうかということも一つありますが、ここは重点的な場所なので、ぜひこういうことをしたいということで案が具体的に出てきて、説得力があるようなものであれば県のほうも動いてもらうということも一つあるかと思うんですね。ですから、倉阪委員が言われましたように、たしか全くこれでフィックスではなくて部分的なバリエーションに関しては、委員会がそのようなことを決定したとすれば、その方向で議論し、検討していくというようなことだったと思います。ですから、ここでどのようなことをやることになるかということが決まった時点でまた様子が変わってくるんだと思います。

佐々木さん、どうぞ。

佐々木委員 関連じゃなくていいですか。

この場所というのは、やはり三番瀬と触れ合うという、親水性を持った触れ合うという基本理念といいますか基本的なことに関連してくるんですが、ここでやはり海におりられる、必ずおりて水と触れられるという形が一つ必要じゃないかなと私は思っているんですけども、いわゆる駅から400メートルなんです。だから先ほどの砂付の話もありますが、おりて行って水と触れ合う大きな場所じゃないかなということを念頭にやはりバリエーションを考えてもらいたい。この場所以外におりられるところはないわけですよ。水と触れ合うところは、親水といいますか、そういうテーマに値するようなところは今のところないわけですから、それが一番重要なことかなと私は思っています。だから砂を入れてある程度遊べるというようなところがこの場所から広がっていけばというふうに思います。

遠藤委員長 どうぞ。

倉阪委員 まず、海岸保全区域の件については、地元の検討の一つの前提になるわけですね。地元の検討が進んでそれでどうかというよりは、ここについてある程度自由に考えていいかという話を地元のほうに示さないといけないのかなというふうに思います。したがって、県のほ



うでそれは妥当な案、説得力のある案でないといけないというのが前提なんですけれども、それが出てきた場合に、県のほうが汗を流せるということを地元に行ってあげないと、地元のほうではやっぱり前のほうで押さえるというのを前提に考えてしまうのではないかと、そういう懸念がありますので、そこは県のほうで示してあげる必要があるかなというふうに思っています。

それから今の佐々木さんの話で、2つですよ。バリエーション、集中等にしなきゃいけないのは。1つが公園のところ、もう一つが自然再生の場。市川塩1の前のところ、両方でおりられるようにするのかそれぞれ機能を分担するのか、それは計画のやり方によると思いますけれども、一応自然再生の前のところで実現化委員会のほうで砂を入れてその動きと生物がどういうふうに羽化するかというのを、今度は余り石とかで囲わない状態でやってみようということを進めておりますので、ここだけがおりられる場ではないというふうなことはコメントさせていただきたいと思います。

遠藤委員長 はい、どうぞ。

榊山委員 私は海岸保全の観点から言うと、ここで、ここというのはバリエーションのところですね、100メートルの中で、佐々木さんがおっしゃったような親水性として水辺までおりられるかおりられないかをはっきり決めておくことが非常に重要だと思うので、例えば市川市さんの方針とかをなるべく早く出していかないと、後ろの公園の敷地高さまで影響するので、この参考図のようにですね。佐々木さんのおっしゃったことは結構重要なことだと思うので、なるべく早い段階で議論したほうがいいんじゃないかなと思いました。

遠藤委員長 どうぞ、大野さん。

大野委員 今、海岸保全区域の話があったんですけれども、基本的に海岸保全区域を定めたここで後背地を守るということで区域を指定していますので、この区域は仮に非常に緩勾配になったときにどこまでその施設がいくかと。その区域をはみ出す場合、新たにその区域を指定するとかそういうことが出てくる可能性があるんですね。この区域で、一応今は2丁目ですが、3丁目もずっと線引きしてこの前面で守るよということをしてしていますので、それが守れたとなると、新たに区域を指定してつなげていかなくちゃいけないと、そういうことが発生してくると。

例えば2ページの基本断面で海岸保全区域が30メートルと示されていると。その間に護岸と、この場合は例えば天端の散策路も含まれているのでその辺までが一応海岸保全区域と示されているんですけれども、これをもっと奥に行くといった場合、守る護岸が奥に行く海岸保

全区域の位置が変わる可能性があるということになるのかなと思っています。私ども管理をする立場から言うと一度これでしたいと、できればこのまま行ってほしいと。ただ、自然再生の場の議論もこれから多分されていくといろいろまたその位置が変わる可能性もあるのかなというところは念頭にあるんですけども、決してその位置を変えたことがないかという、守る位置は変えてきている経緯がありますので、そういう議論は尊重していきたいと思っています。

先ほど榊山委員がおっしゃったように、ここで下におろすかどうかという議論はきっちりしていただければというふうにこれは思っております。

以上です。

遠藤委員長 はい、どうぞお願いします。

歌代委員 バリエーションを考えるとということは、この範囲でもって考えようということではないんでしょうか。また、その後ろに入るとか削るとかというようなことになってくると、平成14年、15年のときに戻ってしまうのではないかと、そういうことなのでちょっと。

倉阪委員 これは削るとかそういう話ではなくて、利用者にとって三番瀬を身近に感じられるようなそういう構造にするに当たって、後藤さんが話されたように、マウンドのほうをできる限り後ろのほうに持ってきて、そこから眺望も開かれた形で海のほうに行って、そこに砂がついているというような昔の三番瀬が体験できるようにしたほうがいいんじゃないかと。昔の三番瀬を考えるに当たって、この前で押さえるということについてはどうしても相反するところがあるわけですね。ですから、そこは用地を削るとかそういうような議論をもう乗り越えた段階として、どういう形の公園が三番瀬の玄関口に望ましいのかという、そういう前向きの話として考える必要があるのではないかと。それはやったほうが地元にとっていいと思うんですね。

歌代委員 そうすると、やはり先ほど言われたように海岸保全区域を動かすということになりますからね。だからそうなると、また一からやらなきゃならないんじゃないかということなんですよ、私が言いたいのは。

倉阪委員 そこは必要性があれば県が汗かかなきゃいけないということですね。

歌代委員 汗かいて何年もたつんじゃ、これは困るということです。

倉阪委員 そこは県のほうがどういう手続が必要かというのを確認をして、これはもう地元のほうで早く決めないといけないと思いますけれどもね。私は最終的には地元の判断だと思います。ここをどうすればいいのかというのは、地元の意向で決めるということが必要だと思いますけれども、ある程度自由に考えたほうがいいものができるんじゃないかなというふうには思っています。

歌代委員 ですから、自由に考えて何年もたつんじゃ、これは地元としても困るということなんです。

遠藤委員長 はい、後藤さん、どうぞ。

後藤委員 非常に触れ合える、親水性を持たせるというキーワードは非常に重要で、せっかく駅から来る公園で、じゃあ水に触れ合えることにしようよと、最低限ですね。じゃあ今の基本断面の中で、安全に触れ合えるかどうかということを含めて考えると、恐らく今の基本断面の中でいじっている限りはほとんど危ない。だから僕は、非常に触れ合える、水にとにかく触れるとか、そういうものがまず前提としてそれを追求すると。その次に三番瀬の再生のために砂付試験をやったような形のものというのが、安全に水に触れられるわけですよ。潮間帯が動いても、なだらかであればそこに例えば砂みたいなものがついていて、一番安全なんですよ。前に岩がごろごろしていて、幾ら水に近づけるといったって、それは海草がついて滑ってしまうとかありますので。

だからそうした触れ合うということ 키워ワードにして、じゃあ水におりていく、ある部分おりていくということ前提にするとすると、やはり海底の中の安全面というのを考えると、やはりそれをセットで考えていくということは非常に重要だと思うんですよ。だからこのキーワードを、触れ合うとかそれから三番瀬の生物が少しでもふえるとか、再生に寄与するとかいう2つのキーワードを追っていけば、この中で幾つかの前提があって、天端を歩けるってありましたよね。それは別にループさせればいいわけですよ。そこにはないといけないということじゃないですから、管理ができる範囲でループさせるとか、そういう知恵を出していけばいいので、とにかくここではせっかくこれだけの1ヘクタールの公園を市川市さんが確保していくわけですから、ここは非常にいいものにするという前提で僕ら話をしていって、じゃあ技術的に海岸保全施設、要するに幅を広げるといことですよ。基本壁を後ろに持って行ってそこで守ると、この中の範囲で守りましょうということですからそれを最後まで追求していくべきだと思います。

以上です。

遠藤委員長 どうぞ、佐々木さん。

佐々木委員 今、海岸保全区域の話が出ていますが、これは変更するには結構時間がかかって、例えば安全に支障を来すというようなことが起きるのはやめてもらいたいんですが、いずれにしろ海岸保全区域の範囲については、完成後になるのかどうか分かりませんが、ある程度変更はするわけですから、それに合わせてがっちり海岸保全区域はこれですよというのは今

30メートルで決まっていますが、この絵を見ていただくとわかりますように、後ろの後背地の斜面になっているところまではいずれ見直しをしなければいけない。そのときに合わせてやれば支障はないのかなとは思っています。そういう意味からいって、この100メートルという幅が我々にとっちゃ余りにも短過ぎる、もっと大きな形で海と触れ合えるようにというのを言い続けておりますので、それを余りに全部を検討し出すとまたおしてくるので、余り言いたくはありませんが、いずれにしろ100メートルという範囲は狭いというのと、やはり触れ合えるということが基本じゃないかなというふうには思っています。

そういうことでいいんでしょう。海岸保全区域というのは後でこれは変わるんでしょう。

大野委員 海岸保全区域は一応指定して今工事しているという状況です。

後藤委員 30メートルですよ。

佐々木委員 例えば基本壁ができることが、できる場所ができたときにはどうするんですか。

大野委員 多分もう少しその辺を調べなくちゃいけないんですけども、2ページの基本断面ですね。今、後ろ側の擁壁の話がされているんだと思うんですけども、そこまで海岸保全区域を延ばす必要があるのかどうかと。最終的にはここに書いてある必要高7.2メートル、これが必要だと言っていますので、そこまで延ばしていく必要があるか。そうするといろいろ制限がかかってきているいろいろな面があるので、そういうことをかんがみながらしていくことになるのかなと。現時点では今の30メートルの範囲で。

佐々木委員 それはちょっとおかしい。

倉阪委員 30メートルをやろうと思ったら、この基本壁はもっと高くなって、刑務所の裏みたいになると、そういう話ですよ。

佐々木委員 これはおかしいと思います。完成断面形でいくと基本壁までですよ。

大野委員 多分スタートの議論のとき、ここでやって後背地をこのような利用でという話でスタートしていたんじゃないかと、私は1回目からいたわけじゃないので恐縮なんですけれども、そういうような議論があってこの形になっているというふうに解釈はしていたんですけども。

後藤委員 要は例えばこの30メートルであれここで守るとなると京葉線の高さまで行っちゃうよという話があって、パイプを立てて、それじゃあ海に触れられる、見えないじゃないかという話があって、少なくとも基本壁を下げることによって、7.2まで行くことによって、当然議論の中でこの土地の利用がはっきりしていないわけですから、民地に入っているの、ただこういう絵を描いているだけで、将来的にはこれをやらない限り海岸保全施設として守れ

ないわけですね。ということは、将来的にこの7.2は必要ですから、ここまでは海岸保全区域として指定し直さないといけないということなんですね、多分。

大野委員 それは例えばですよ、これが自然地形であれば別に指定する必要はないんですね。変な話、この擁壁がなくてずっと微高地が続いているということであれば、この30メートルだけで済むわけですね。指定するということは、当然制限とかいろいろかかってしまうので、多分いろいろな範囲からこの30メートルが来ているのかなと。この5.65メートルもそこそこの安全度は持っているが、最終的にはこういう形が必要だと。ただし、これが自然地形であれば当然海岸保全区域は30メートルで後背地が守れていくと。多分そういう判断でこの形になったのかと。

及川委員 最初の話だと、後背地は全部民地だから、とりあえずそこで民間の土地のところをどうしろこうしろと言ってもしょうがないから、とりあえず護岸敷までで検討しよう。さっきの話で京葉道路のところで壁ができるとか、そういう話をしたって先に進まないから、とりあえず堤防だけやると。それが最初だと思うんですよ。だから私が言ったかどうか忘れてけれども、こういう後背地の木が立っている絵をいつも描いてくれるんだけど、これはおかしいんじゃないかと前は盛んに言っていたんだけど、ここは公園のところだから違うかもしれないけれども。だってまだ民有地なわけでしょう。市川市が最終的には買収するっていつたって。そこに勝手に木を植えられる図面をつくっちゃって、これ民有地の人は怒らないですか。勝手に木なんか植えるなよと言われないのですか。

大野委員 これ多分書いてあるけれどもあくまで基本断面の話で、この形状の話をしているのかなということだと。

及川委員 それだったらこの後ろにこれだけの擁壁が建ちますよというならわかりますよ。護岸敷の後ろには、このままだと何メートルの擁壁が建ちますよというならわかるのよ。だって人の土地まで勝手につくっちゃって高さにはおかしいんじゃないの。

大野委員 前、たしか清野委員がその辺のお話をしてこの海岸保全区域の中でやったときに、直壁はどのくらいになるのかと、そういう絵も示しながらいろいろな議論をしたらどうかという話がたしかあったと思うんですね。そうした場合、とても今の30メートルの中では何もできないということで、こういう絵におさまってきているのかなというふうに私は解釈していたもので、たまたま確かに木の絵は描いてあるんですけども。

及川委員 もう1回いいですか。

海岸保全地区をここでいじったことでどういうふうによくなるかわかりませんが、

我々とすれば何せ護岸だから、やっぱり早急にやってもらおうと。わざわざ変更するために時間をつぶすというのはむだなことだから。我々にすれば、捨石をやったからもちますよといったって、それはわかりませんからね。仮定の話だから。やっぱりできるのであれば、わざわざそんな用途変更までしなくて、それは階段にするとかいろいろな方法は別としてですよ。そこまで踏み込まないで。市川市を前にして言うのもおかしいけれども、公園できますといったって、これ来年、再来年にできる話じゃないでしょう。その話を前提にして話ししたって先に進まないと思う。とにかくある程度人がおりられるような話がみんな出ているので、おりられる形にしてとりあえずはつくっておくと。そのその後背地のことは公園ができた段階で、できたというか計画の段階でまた考えると。そうしなきゃ切りないでしょう。公園ができて高くなりますって、それは来年度からやりますというならそれは賛成しますよ。まだ買収も終わっていないところを公園地だからといったって話にならないんじゃないの。

以上です。

遠藤委員長 ほかにご意見ございますか。

松崎さん。

松崎委員 何遍も市川市さんに言ってきているんですが、青写真を出してほしいということは何回も言っているんですけども、ただこれ全体配置図だといってぼんと公園とやられて、既存の道路はどこですかと言ったら、ここだと。この真っすぐなそこはなくなっちゃうんだと。カーブしたところが残るんだって、それを地元の我々素人の集まりで、将来的にこうやるんだよといったって、これを見せたってわからないですよ、こんなのね。だから私、いち早く将来、自分の子供たち、孫がこういうふうになるんだというふうなやり方をしないと納得させられないというか理解できないんですよ、これだけじゃ。これ何という話ですよ。

私、誤解していたのは、一番右端の千鳥橋から来るまっすぐの道路にこれができるとばかり思っていたら、そうじゃなくて塩浜駅のところから来るんでしょう。だからそれだってわかっていないんですよ。私、怠慢なのかもしれないけれども、そういう状態で、じゃあ地元の意見を集約するんですか、どうやって説明するんですかと言われても本当にわからないんですよ。1ヘクタールですよ。ここに駐車場がどうのこうのって話も前にあったのが、駐車場も含めて1ヘクタールなのかも全然わからないし、本当にわかりやすく説明するのであれば、塩浜の駅がここあって道路が来て公園なんだよという配置図を描いてもらわないと、ただぼんとこれを出されても、これ場所どこだいという、何かそんな感じもしないでもないんです。私、地元だけれども、これわからないです、これでは。どこなんだろう、これ、という気がするので、

本当に申しわけないんですが、わかりやすく。

歌代委員 まだそこまで出せないんだよ。

松崎委員 出せないんでしょうね、出せ、出せとお願いしますと言っても出せないんですね。だったらこれ将来的にここの道路だけ残るんですよという話は、別にここで描いてもしようがないような。ご努力は感謝していますけれどももうちょっと進めていかないと、具体的に素人がわかるような感じにするにはちょっとこれではわからないんです。

遠藤委員長 倉阪さん、どうぞ。

倉阪委員 さっき及川さんがおっしゃったように、公園のところの具体的な用地の確保と施工がかなりおくれるということであれば、前を低くしてしまうというのは途中のところは難しくなりますね。そうすると、ここの部分は別の形のバリエーション。例えば眺望を楽しむバリエーションというのはもう少しあるかと思います。そういうようなものにし、その自然再生の場のところで前を低くして、そこにできれば観察舎か何かを持ってきて管理員か何かを常駐させるようなことにして、指導員のもとに子供たちが海のほうまで出ていけると、そういうようなバリエーションを考えると。この自然再生の場であれば、ここは恐らく市有地が残されるところだと思いますので、一体的な施工というのは可能ではないかなと、こういうふうに私は思いました。

遠藤委員長 ほかにございますか。

後藤さん。

後藤委員 皆さん、心配なさっているのは、工期がおくれないかということが1つと、それからもう一つここに書いてあるH鋼なりが、それから捨石が整備されているので、県としては予算をかけたということですから、出戻りがないようにできるだけやると。

それで実を言うと基本壁が例えば7.2ぐらいないとだめだよというのは皆さんわかっていて、ただここは今まだ民地ですから、ただ絵として、守るためにはこういうことが必要ですよと描いてあると。

そうすると、要するにこの7.2メートルが例えば後ろのほうになだらかにずっと行けば、その高さで当然基本壁というのは下がってもいいはずですから、安全性はずっと後ろになればなるほど保たれるということがあるので、7.2というのは、実を言うとほかのバリエーションのところも将来的にそこをどうしていくかということがまだ未解決のまま進んでいるわけですから、むしろ物すごく決定的な問題が起きないんだったら、まず高さをきちっとやりましょうと。越波対策はどうしましょうかという次の段階になると思うんですね。

ですから、じゃあここで何を本当に求めたらいいかということのをさっきキーワードとして、水に触れ合えるとか、それから少しでも我々三番瀬がよくなるためにやっていますので、そういうことに寄与するようなものに少しでもしたいということで、例えばその今までやっていた工事については出戻りがないように考えようというようなことの中で、じゃあ何ができるかと。キーワードを2つやった場合にですね。そういう議論にしないと、また海岸保全区域がどうしたこうしたという議論になっちゃうと何もできなくなりますので、とりあえず幾つかのキーワードを皆さんから出していただいて、こんなふうになればいいなということで、じゃあ現状やってきた工事とあわせてじゃあどこまでどういうことが可能かということのをちょっと追求していったほうがいいのかなと思います。県としては、それでは海岸保全区域を変えるということがどういうことかというのは調べておいていただくというふうに議論していかないと、またゼロからスタートして、心配なさっているのは、またこれが工事が延びちゃうとか、そういうことをおくらせないとか、そういうことは皆さんのご意見として詰めていくということは大事なかなと思います。

遠藤委員長 幾つかいろいろご意見いただきましたけれども、まずは具体的にはっきり明確にこれだという決まった要件というのが極めて少ないということが一つ一番大きな課題だと思います。それで例えばこの委員会では地元である市川市さんの意向を極力酌んでやるということがいいんじゃないか、あるいは必要なんじゃないかということなんですけれども、実際、まだ市川市さんのほうから要望とか、そういったものがまとまっていればそれをもとに検討するということになるんだろうと思うんですけれども、今のところそれを具体的に示すところまでまだ行っていないということなんですけれども、逆に言いますと、それが出てくるのを、近々出てくれば一番いいんですけれども、もしそれがなかった場合に、出てきたときのことを考えていろいろ検討していくということは大事だと思いますけれども、逆に言いますとそういう状態なので、そのような状態を前提として議論を進めざるを得ないということによろしいかどうかと。要望があれば要望を取り入れたいと思うわけなんですけれども、それが明確でないと、逆にそういったものがはっきりしていればもうちょっと議論が早いのかもしれませんけれども、そういう状況に一つあると。ただ、将来、皆さんがこの場所をいろいろ理想的な方向に進めていきたいというニーズがありますので、全く予想外のことにはならないと思いますけれども、そういうような形で検討がどんどん進んでいきますと。いつの段階で具体的なそういうことが出てくるかというのがちょっと予想がつかないんですけれども、そういう状態で進めざるを得ないと。それから防災上の視点から言えば、できるだけ早くここを何らかの形にする必要もあ



ると。

一方、形が具体的に出てこなければ、保全区域の問題も具体的には議論できないし、逆に保全区域が先なのか案が先なのか何が先なのか、ちょっとその辺はっきりしないところがあるんですけども、要はそういう意味で、まずはどういうイメージにするかということがきょうの一つのポイントだったと思います。その一つとして親水性というようなことでおられるようにしたいということが出てきたんですけども、ほかに違った意見があるかどうか、あるいは仮に親水性だとしても、じゃあ具体的にどのような親水性にするのかというようないろいろなステップが出てくると思うので、その辺を少しずつ煮詰めながら、場合によっては少しある程度進んでまた戻って別な視点から見てこれでいいかどうかというようなことを考えながら進めざるを得ないのではないかと。

先ほども県のほうから報告がありましたように、案がまとめれば来年度でも着工の準備はできているというようなことでもありますので、それほど長い時間はかけられないし、またかける気じゃないと思いますけれども、その辺を具体的にどのように。

ですから、ここではとりあえずいろいろなニーズを出していただいて、それが全体の方向としていいかどうかというのが一つ。それがよければ、じゃあ具体的などという形にしていくかと。ですから、当初はここには展望台をつくってはどうかという、もちろん今の状況になる前の話ですから机上の空論的なところもあったんですけども、そういうようなのもありました。そうした場合、やっぱり防災上はこうしなきゃいけないというようなこともあったかと思えますけれども、その辺をどのように織りまぜて検討を進めていくか、については繰り返しになりますけれども、市川市さんのことも考えながらやるけれども、今は具体的な要望が、親水性というようなことがあればそれを考えていくわけですけれども、そういったことで前にこのまま進めざるを得ないところがありますけれども、それでよろしいでしょうかというようなことがあるんじゃないかと思えますが。

及川委員 佐々木委員も市川市のほうも、親水性ということは当然市川市民が求めていることだと思うんですね。だからとりあえずは公園ができて使えるように考えて親水性になるような護岸で考えていったらどうですかね。砂をつける、つけないはまた先の話ですけれども、とりあえずだから水に触れるという話もあるし、それはいろいろな問題がありますけれども、とりあえず水に近づくと、そういうようにしておけば、例えば公園ができて、公園のほうからできるんだから、それに対応してやればいいことであって、やっぱり親水性を求めているのであれば、それに沿った考えで検討していったほうがいいんじゃないかと思えます。

遠藤委員長 どうぞ、松崎さん。

松崎委員 及川委員のおっしゃるとおりで、とりあえず防災も兼ねてつくってしまう。それで及川さんおっしゃったように、民地ですから、民有地ですから、そんなところに青写真に木を植えちゃったら、本当ですよ、言われますよね。公的な土地ならいいんですけれども、じゃないので、地権者がどうするのは地権者任せじゃないですか。その辺を、とりあえずそっちは置いておいて、私の言う早急にしてくれ、してくれと言っているのは、とりあえず防災のものもありますので、そっちをやって、それで公園、それで後背地はどうする、それは民間とのやりとりもあるでしょうから、その辺というのはとりあえずそっちから始めないとやっぱり後へ後へいってしまうんですね。だからそれをお願いしたいなとは思いますが。

榊山委員 親水性のこと、及川さんがおっしゃった水辺までおりられることをとりあえずという、そのとりあえずが非常に取り方が海岸工学のことを考えている人とそうでない人で大分重みが違ってまして、そのためにこの参考図をもっと重視していただきたいと思うんですけれども、とりあえずおりられるようにと赤の点線のように考えたときに、じゃあその部分の越波量がふえるとか打ち上げ高さがふえるとかというのを真剣に計算して安全性を確保しなきゃいけないので、そこの部分を先ほど言ったように、私は慎重に考えていかなきゃいけないということを反対の意見として、忠告として言いたいということを今申し上げます。

松崎委員 だから決していい加減にと言っているんじゃないくて、専門家の方たちの意見も...  
....

榊山委員 とりあえずじゃなくて前提としてというならまだわかりますよ。そうすると、設計をもう1回断面の設計をしなきゃいけない。だからそういうことまでしましょうというならまだわかります。そしたらその結果、公園の右側あるじゃないですか、矢印が断面から高くなりますよと。これはあくまでも定性的にしか描いていないので、これがどのぐらいの勾配で高くなるかとか、どれぐらいの奥域まで伸ばさなきゃいけないとか、そういうところも出しましょうという意見ならまだわかりますけれども。

及川委員 訂正します。とりあえずじゃなくてそのようにお願いします。

後藤委員 特に海岸工学をやられている方たちは、環境と安全性というのは常に矛盾して葛藤があると思うんですが、ぜひ三番瀬の再生と触れ合うということが今キーワードになりましたので、そうやった場合に、じゃあどういう方法をとれば工学的にいい形でできるかというのは、むしろケースをつくってみて、その中でむしろ頑張っておアドバイスをいただいたほうがいいのかなという気がします。物すごく触れ合えるんだったら、こっちが例えば安全性がこれだけ

マイナスになるよとか、この辺のレベルであればできるんじゃないかとか、何ケースか持って行って、1ケースで詰めていくんじゃないかと、例えば触れ合うにも水の中に入って行って引いたときには歩けるような親水もあるでしょうし、それから石積みのところからちょっとしか触れないというの、満潮のときにしか触れないとか、いろいろなレベルがあると思うんですよ。だからその辺の何ケースかをやってみて、これだったらみんなが何となくいいよねと、将来、三番瀬のためにいいよねというレベルを何ケースかつくって議論していかないと、何となく抽象論で終わっちゃうなという気がしますので、そのとき安全性として工学的にこういうような手法でやる必要があるでしょうというようなこともやっぱりそのケースごとに出していく必要があるんじゃないですかと思います。よろしくをお願いします。

遠藤委員長 はい、どうぞ。

倉阪委員 公園のところの議論が進んでいるわけですけども、大胆なことをやろうと思ったら、この自然再生の場として今書かれているところだと思うんですね。後ろがここは民有地ではなくて市有地であるということですので、ここでこそ一体的な設計をしてある程度前をおろして砂が前のほうについて昔の三番瀬が体験できると、こういうようなものとしてここはぜひとも大胆なことができるように、ここももうそろそろ議論をしないといけないのかなというふうには思っています。

公園のところは後ろが民有地ですので、いろいろな工夫は当然したほうがいいと思いますし、地元の希望として水に触れ合えるというものが出されたわけですから、それが実現できるようにするということは考える必要があると思います。ですから、ここについては後ろがまだ用地が確保されて後ろの工事が着手できるのが若干先になるということを前提にしながら、中間段階でも満足できるような形で設計をせざるを得ないと、こういうことで、制約は若干こちらのほうが高いというふうには思いますが、その中で工夫をするということは賛成です。

遠藤委員長 竹川さん、どうぞ。

竹川委員 おくれてすみません。

海岸保全施設のここで言う7.2メートル、これは県のほうに確認をしたいんですけども、これは7.2メートルの基本壁の話につながるんですが、これは海岸保全施設としてここで絶対に確保しなくてはならないという数値なんですか。海岸法ができて若干技術的ないろいろ改訂があったんですが、必ずしも7.2メートルをこの場所で絶対的に確保しなくてはならないというふうには決まっているんでしょうか、それをちょっと確認していただきたいと思うんです。

遠藤委員長 お願いします。

事務局（中山） この7.2メートルは、先ほどからお話が出ていますけれども、まず、海岸保全区域30メートルというのは、大体最初に決めたときにこのぐらいの幅をもって施設をつくれば大概のものはできるということで30メートルというふうに決まったと思います。ここに管理用通路が今ありまして、それが大体7メートルぐらいです。それから考えて海のほうに何メートル出るといようなことになっていると思います。

先ほど言われた7メートル20というのは、これはいろいろな議論があって、まず、そこに書いてあるハイハイウォーターレベルというのが、これが東京湾の計画高潮位といいまして、ある程度の規模のものが来たときにここまでは水位が上がるという水位です。この水位に来たときに、ある計画の波が来たときに背後地を守るために高さを決めるという考え方のもとに必要な高さを出しています。ですから、先ほど話がありましたように、この約18メートルという背後地がありますけれども、ここまで下がれば7メートル20でいいと。ただ、この18メートル下がらないままで現在の管理用通路の中でやるとすれば、当然高さはもっと上がってくるという結論になっていると思います。

竹川委員 ちょっとその問題なんですけれども、監獄のような護岸をつくらなくちゃ海岸保全施設の基準に合わないというような話があって、結果的には今は5.65ですか、この辺の高さで第1次的な意味での防災は一応できているというような理解になっているわけですが、あのときの話では、あのときというのは再生会議のときに決まった話じゃないんですけれども、知らないうちにこれは決まってしまったんですが、その後の論議の中でも海岸保全施設については、清野さん、きょうはいらっしゃらないんですけれども、技術的な指針が若干変わってきて、その状況に応じて必ずしも7.2メートルが確保していなければ認められないというふうにはなっていないんじゃないかという、私はそういうふうに教えていただいたことがあるんですけれども、絶対問題であるとすれば、今後とも例えばこの1丁目、2丁目の間の南北のほうの海岸保全施設も早急にその高さでやらなければどうしようもないですからね。これは全部民地ですから。

だからそういうことで、次期、5年間の第2次計画の中でそろそろその辺も一応決めておかなければ、またさらに5年、10年、市川のほうも延びてしまう、県のほうも延ばしてしまうでは、これは防災の問題になりませんよね。だからちょっとその辺は今早急に確認して方向を決めて、やっぱり今期中に次期計画の骨子ぐらいは共通の認識を得たほうがいいと思うんですが。このままでは困ると思うんですね。

事務局（中山） 共通の認識という意味から言えば、ここに基本断面がありまして、市川の

背後地を守るための最低な数字というのは、ここに書いてある今の護岸から18メートルバックしたときに7メートル20の高さが必要で、これが基本断面です。ですから、1丁目、2丁目、3丁目、それぞれに波の打ち上げ高が違いますから、当然そこによっては距離も違ってくると高さも違ってくると、それは再生会議のときにご説明していると思います。ですから、7メートル20ありきということではなくて、ある条件のもとにこういう幅であれば7メートル20が必要だと、そういうのを示しています。

ですから、先ほどお話があったように、換地は、要するに民地はこの18メートルの中に何メートルかあるわけです。ですから、その民地をどういうふうにするかというのは、これは課題として残っている。ただ、今の海岸的な施設からいって一日も早く塩浜護岸を改修しなければいけないという中では、前面の護岸をどういうふうにやっていくかというところに力を注いで来たと思います。背後地の土地利用については、当然民地の話ですから、市川市さんが換地をしてそれが公有地になるということであればスムーズに行くでしょうし、今のまま民地であればそれは買収するなりもっと前面に出して塀を高くするとか、そういったことはこれからの選択肢として出てくるということだと思います。

及川委員 前面の護岸も完成しないうちに後背地のことを、後背地というか後ろの防護のことを言ってもしょうがない。まず、前面を守るのが一ですよ。それが終わり、2丁目がそれこそあと何メートルになった状態で検討しても十分じゃないですか。今ここで後背地のことを検討しなくちゃいけないというのはちょっと違うと思います。

三橋委員 後背地の問題なんだけれども、東條さんでしたっけ、区画整理といういろいろ用途変更も含めて地区計画でということなんですが、計画的には何年で。

東條次長 市川市です。

まだ実際には事業認可のための手続に着手していないんです。まだ合意の段階なんです。区画整理をやっていこうという合意ができた段階です。これからじゃあ事業を進めるためのいろいろ調査や図書をつくっていこうという段階なので、何年に完成というまではまだはっきりしていない状況です。ただ、書類づくりに1年半とか、実際、この中の工事については2年ぐらいとか、大体の目安はつけられるんじゃないかなと思っています。

三橋委員 大ざっぱなスケジュールというと3年から4年。

東條次長 そうですね。そんなところです。

遠藤委員長 はい、どうぞ。

宮脇委員 後背地の緑化や議論というのが早過ぎるという意見もありましたけれども、将来、

地区計画や区画整理をする場合にあらかじめ言うておくことは別に何の問題もないと思いますし、この緑化されている断面図に関してですが、本来、どこの国でもウォーターフロントでちゃんとしたまちづくりをしようとすれば、当然このような護岸に面している民地においても、建物を建てる位置や壁面の高さ、セットバックする距離、緑化すべき場所、こういったものは決めているわけですね。日本においても、他の自治体の景観の条例を見ても、ウォーターフロントに対してそういう配慮を求めるといことはあり得るわけで、千葉で実現できるかどうか分からないですけれども。それから、都市計画の立場から言うと、民地にいろいろなルール設定をするというのは当たり前のことですので、本来あるべき姿としてこうあってほしいという意味で、この資料の護岸の断面図に緑化の表示を残している部分についても、これは実現性はともかく、今、ウォーターフロントの民地に対して後背地はどうあるべきかという意味では、セットバックして緑化の必要性があることを言い続けるのがポイントです。こればかり言っていてもしようがないんですけれども、最終的には市川市さんが責任をもってそこをされる部分であろうかと思しますので、どうあってほしいのかというのはいろいろな形で言っていていいのではないかなというふうに思います。

遠藤委員長 いかがでしょうか。

きょうはできれば各委員の皆様からいろいろイメージとありますが、大体こんな方向に持っていきたいというようなことが少しまとまってくれば、それをもとに勉強会でもう少し具体的に例を示しながら進めていければというふうな考えを持っていたんですけれども、今、いろいろお話を皆さんお聞きになったように、どれも確定していないといいますが、何かやろうとすると何か問題になってくるというような状況で、どこから打破していくかというようなことになるんですけれども、今、保全区域とかその土地の利用については、従来からあります管理用地のところぐらいまでの範囲で、それで親水性とかそういったことを考慮して、もともとバリエーションを検討するということについては、今の断面をそのまま踏襲するという話ではなかったと。だからといって防災上のことを無視するというわけではないわけですし、余りこの断面にこだわり過ぎてもだめだし、あるいはこだわらなくてもだめだしというところがあって、ちょっといたし返しなんですけれども、とりあえずはそういう状況下の中で検討は少し先行すると。そして具体的な案が少し煮詰まってくる段階でまた振り返って、そういったことで大きな問題はないだろうかというようなことで進めていくしかほうほうはないのではないかという気がいたします。

それで親水性ということでもちょっと意見が出ましたけれども、親水性と一言で言っても当

然どこの場所なのかということになってきたり、保全区域の問題にまた戻ってしまうわけですが、そういったことを少し仮に置いておいて、具体的に親水性のイメージならイメージを少し固めて、それが制約の中で本当に可能なのかどうか。もし可能ならばそれを進めていくし、もしそれが区域的に難しいということであればそれをまた少し手直しをしていくというようなことを繰り返しながら進めていくと。しかし、時間的な制約もありますので、ちょっとなかなか大変なんですけれども、きょうの話としては、そういうことでいろいろな問題が残っていますけれども、まずこの部分を親水性にするということが一つ出てきましたけれども、そういった方向でまずいいかどうか、これがなかなか三番瀬再生会議のほうの一つの結論でもありますので、どなたも否定はできないと思いますけれども、仮に親水性ということになった場合でも、再生会議の一つの標準的な案としては、護岸があって砂場があってというようなイメージがあったんですけれども、果たしてそういうイメージなのか、あるいはもうちょっと違うのかですね。そういったところをイメージ的に少し狭めていきながらそのイメージを決めればもう少し具体的な議論ができるかなという気はするんですけれども、何かご意見がありましたら。

どうぞ。

倉阪委員 再生会議では、親水性というときに水に触れ合えるという形のものを目で見て親しむという形2つ議論がされていたと思います。そのうち佐々木さんは水に触れ合えるということをおっしゃったということですね。これが地元の総意というか、地元の言葉なのかというのが、今、手を振られていましたけれども、何か地元のほうで議論するような場を持って、ここについてだけどうあるべきかを考えると、そういうようなものをワンクッション挟んでいただくとかいうのはできないんですかね。

佐々木委員 地元企業でつくっている勉強会等で、いわゆる横浜の金沢八景だったですかね、それとか葛西臨海公園とかまちづくり委員会の視察会をやりました。その中で、やっぱりこういうイメージというものというのは地権者の方は持っています。こういうイメージいいねと、こういうものができたらいいねというのは、やはりそういうのを見てきて賑わいの中のいわゆる触れ合えるというイメージ、私が言ったようなイメージだと理解して発言しただけです。

及川委員 私の年代、もうちょっとあれかな、大体私は60ちょっとですけれども、その年代の人たちは、今、塩浜2丁目ですけれども、あの辺は当然干潟になっていたのは知っているわけですね。だからやっぱりその後、どんどん埋め立てが進んで今の状態になっていて、やっぱり海におりたいと希望の人が結構いるように聞いています。だからそういうことも考える

と、やっぱり水に触るのもいいでしょうけれども、どうせなら触るなら中までおりたほうがいい。もしおりる場合にどういう、今、前のときも言いましたように、あそこの塩浜の周りはカキがすごいつきますから、その辺をどう対応するか、そういう問題も出てくると思うんですね。簡単なのは砂をちょっと入れればけがをしないと、そういうことになっちゃうので砂を入れたらという話が一番流れとしてはいい方向かなと思っていますけれども、やっぱり今、土地の人といってもほとんどの方が東西線ができた後に住まわれている方ですが、もともとの人は海に入れて、その後うちのほうの組合と行徳の組合で人工干潟をつくって潮干狩りをやったんですよね。打ち切って五、六年は組合に潮干狩りはやっているんですかと、この前、すごいよかったから海に行きたいと、そういう希望はほかの市川市以外の方からも組合に電話はありました。だからやっぱり海に入れるということは大事じゃないかなと思っています。

遠藤委員長 歌代さん、どうぞ。

歌代委員 今の件ですが、地元の大部分の人が、今おっしゃったように入りたいと言っているんですよ。というのは、浦安のほうは実際に入っていますよね、あれを見ているわけですよ。また、船橋の海岸でも潮干狩りをやっているんですよ。なぜ地元のここだけ入れないと、本当に不思議がっているわけですよ。ですから、大部分の人は本当に昔のように入りたいなど。だけれども、私としては、大規模な昔のような砂浜はちょっとできないんじゃないかなというふうには言っておりますけれども、希望としては海に入りたいということが大部分の人です。

遠藤委員長 どうぞ。短くお願いします。

倉阪委員 どこかでそういうところは確保しなきゃいけないと思います。そこが公園の前のところなのか自然再生の場のところなのかという選択はあるかなというふうに私は思っています。

佐々木委員 両方にしましょう。

倉阪委員 両方ですかね。

後藤委員 それがおかしいんだよ。だって、自然再生の場のほうだって、市川市さんが現行の護岸をやって後ろに淡水の池をつくるとかいう話も出ているので、それはできれば両方でやるべきなんですよ。実現できるかどうかわからないから。

倉阪委員 その場合、私が言っているのは後ろが民地の、現状において公園のところ、途中でやっぱり防災の話もあるからという話もありましたよね。ですから、そのことを考えて進行を考えると、自由度の高いのは自然再生の場なので、そちらのほうから入っていくと。当然将来的には砂がざあっとついていくのかもしれないし、そこはわかりませんが、どこからという話があるんじゃないですか。



佐々木委員 性質が違うんじゃないですか、自然再生の場のおりていっていわゆる触れ合うというのと公園の前の触れ合うというのはまた違うんじゃないの。

後藤委員 だからどっちを優先するかじゃなくて、できるところでせっき公園用地にしたんですから、そこはそこで全力を尽くすと。自然再生なら自然再生のほうで全力を尽くすというのが今の市川市さんの皆さんの考え方からいって、やはりそういう場所が欲しいと言っているんですから。

倉阪委員 全力を尽くすというときに、後ろと一体的に設計ができて、海岸保全区域も初めから後ろのほうに持っていってというような、そういうことができれば一番いいわけですけども、そこは自由度が少ないわけですよ。

後藤委員 だからそれはいろいろ制約があるんだけど、市川市のほうでも触れたいという形なんだから、そういうものをまず実現するような形でどんなものかイメージをきちっと固めて、じゃあ実現するために何をクリアしていったらいいかという議論をしないと、最初から自由度が低いと言っちゃえばそれは何もできないわけ。

遠藤委員長 大分時間も経過しましたがけれども、今、ご意見がありましたけれども、ここはどうしても直立護岸が老朽化してきて、緊急に手を打たなければならないという形でこの護岸が始まったという経緯があるわけで、そういうことがなければもっと全体を親水性のあるものという要望は当初あったのではないかと思うわけですね。ただ、防災上の問題があったのでそれを先行してきたことで理想的なものをつくるのにちょっと支障は出てきたというようなことかと思えますけれども。

それで何人かの方々がやはりおりられてそこで楽しめると、あるいは周辺の海岸でもそういったことが実際目に入っているということからいうと、そういう方向が望まれる方向ではないかというふうに伺えるんですけども、きょうはそれですべて決めてしまうということではなくて、方向としてはそういうような親水性のあるところで実際水に触れ合えて、場合によっては砂場があるあるいは干潟的なことが維持ができるというようなイメージの場に少なくともここをしてはどうかという意見については異論はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。何か1つだけでも前に進めない。

じゃあ、きょうの話の中としてはそういう方向で、実は100メートルというのも何も根拠がないといったら語弊があるかもしれませんがけれども、やはり理想的なものに近づけていくということで100が150になるという可能性もある意味の100メートルだったのではないかと思っ

ているんですね。ですからきょうの結論といいますか意向としては、親水性があって楽しめる場

所にしたいということが皆さんの総意だということによろしいでしょうか。

では、そういう方向で進めさせていただきます。

工藤委員 よろしいでしょうか。もう少し確認させていただきたいんですけども。

その場合、まずは今までの議論を踏まえて触れる部分と触れない部分というのがあるわけですから、そういったことから基本的な構造ですよね。天端の部分は公園予定地の前も変えないとか、そのまま左右と直線状を守っているとか、そういうことも一応決めておいたほうがよろしいんじゃないでしょうか。それでさらに基本断面というものもございしますが、基本断面の勾配も守る。勾配は守らないとまた設計変更になっちゃいますからね。だから勾配は守る。その上でいろいろバリエーションを考えて人がおりていけるようにするにはどうしたらいいかという、それをもう少し勉強会なんかでがっちりやっていただくというふうに決めておいてはいかがでしょうか。

遠藤委員長 今、おっしゃった話はもっともな話なんですけれども、ある程度ぼやっとしておかないと進められないところもありまして、それだけ制約してしまうとじゃあ何もできないということもありますので、少しぼやっとしたところがありますけれども、そういう方向でいくと。

工藤委員 大体認識としてそういう認識をしておく。

それからもう一つとても大切なことなんですけれども、前のときも一般の方から言われていますが、先へ出すことができないんですよ。だけれども、先へ出すことができないというのは、一応見ると海岸保全区域の限界線までは数メートルはあるんですよ。3メートルぐらい。だから転石を2つ、3つ並べているぐらいのことはやっていますので、そういうぐらいの幅では砂付も可能であると、そういうことだろうと思います。そういったことも考えながら工夫すると。

後藤委員 多分砂付試験箇所が生物的にも、それからアプローチとしても非常にいいので、じゃああそのアプローチを例えば階段状にして少しでもああいうものを確保しようというイメージができ上がれば、できる範囲でつくっていくと。そういう設計をしたら結構できるんじゃないかなという気がします。

竹川委員 親しめるという話なんです。それでこれ大分イメージがそれぞれ違うんじゃないかと思いますよ。今まで護岸検討委員会のバリエーションで検討したのは、公園の前に展望台、見晴台みたいなものをつくるとか、それからせいぜい出っ込み、引っ込みの海岸線のところを若干小さなポンドみたいなものを、石を置いてというふうな程度のもので、いわゆる横浜

の公園のような、葛西の臨海公園のようなああいう郊外の大きなグリーンがあって、相当広範な広々としたところでの海に親しめるというイメージと、今言ったちまちまとした手前のところでやっているんだかやっていないんだかわからない、そんなことの程度の問題で海に親しめるかどうかなんてことは、だから一般の人は寄りつかないと思うんですよ、大体が。習志野の場合は、海のほう全部埋めましたよね。それで同じような傾斜護岸を今つくりましたよ。これじゃやっぱり親しめない。結局なぜ親しめないかというと、人が来ないんですよ。あれだけ緑があっても来ないですよ。ここは全く緑がないですからね。しかも習志野の場合も芝園海岸のほうに砂をつけて、砂をつけるようにかぎの手に防波堤をつくって、そういう案が審議会でも問題になったんですよ。県のほうでやはりそれが否定されたのはお金の問題もありますけれども、やっぱり人が来るにはそれなりの交通の便だとか、そういう設備が、土地が確保されてなければむだだと、そんな理由もあって完全にストップしていますよね。そういう少なくとも今までのバリエーション論議の中でここでやったことは、後藤さんの言っているあの程度のこと、ないしは展望台を前に張ってつくと。ちょうど谷津干潟がそうですよね。周りをずっと散歩して歩くだけで自然の遊歩道ができていますからね、楽しいわけですよ。ここは自然の遊歩道も何もない、普通の7メートルの管理道路と倉庫と、前の岸壁でしょう。岸壁もだから怖いんですよ。絶対ここは下へおりていけるなんていうことをするとしたら、あの緑化の試験でやるように、あの程度のことですよ。だから物すごくイメージをやっぱり統一しておかないと、論議が方向だけ決まったとしても中身があってこないと思いますね。

遠藤委員長 おっしゃるとおりで、イメージが個々によってかなり違うと思います。ですから、1つ親水性というようなキーワードをもとに水に触れられるというようなイメージをもとに、できれば勉強会でいろいろな例があれば出して、そのうちのどういう要素を取り入れたいのかという形にしながら、そこに当てはめられるかどうかというような方向で検討していきたいと、このように思います。それでそのときに個々のいろいろな経験やあるいは知見を出していただければと、このように思います。

ちょっとここで会場にいらっしゃる方、ご意見がありましたらご意見を聞きたいと思えますけれども、ちょっと挙手をしていただきたいと思えます。いらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、また何かの機会にご意見をまた伺いたいと思えます。

それでは、勉強会に向けてそのようなステップを踏んでいくということできょうのところはまとめさせていただきます。

それでは、その他ということで、事務局からお願いいたします。

事務局（保田） その他ということで、事務局から次回委員会などの開催予定についてご案内させていただきます。

まず、1丁目の委員会についてですが、8月27日の金曜日の開催の方向で最終調整を行っております。また、2丁目につきましては、委員会を9月下旬から10月上旬に開催したいと思っております。さらに、2丁目の委員会の前にバリエーションに関する勉強会を9月上旬に予定しております。これらの開催案内につきましては、正式に改めてご案内させていただきます。

以上です。

遠藤委員長 ありがとうございます。

本日の議事は以上で終わりましたので、進行を事務局のほうにお返しします。

事務局（保田） 遠藤委員長、長時間にわたり議事進行どうもありがとうございました。

また、委員の皆様、多様な視点からのさまざまなご意見をいただきましてどうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第31回市川海岸塩浜地区護岸検討委員会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後7時24分 閉会